

議案第47号

石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成7年石垣市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3号中「第10条第1項」を「第10条第1項又は第10条の2」に改め、同項第4号中「父母が死亡した児童又は父母が監護しない児童」を「規則で定める児童」に、「その生計を維持する者」を「その生計を維持する父母以外の者」に改める。

第3条第1項第3号中「養育者」の次に「及び養育者」を加える。

第6条第1項ただし書中「第3条に規定する対象者が、他市町村から転入してきた場合は、本市に住所を有することになった日」を「本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転出した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者が本市に住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行った場合は、本市に住所を定めた日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年6月3日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成7年石垣市条例第5号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第10条第1項_____の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた女子であって、規則で定める児童を監護している者をいう。 (3) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又はDV防止法第10条第1項_____の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた男子であって、規則で定める児童を監護している者をいう。 (4) 養育者 父母が死亡した児童又は父母が監護しない児童と同居して、これを監護し、かつ、<u>その生計を維持する者</u>_____をいう。 (5) (略) 2 (略) (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する次の各号のいずれか	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)<u>第10条第1項又は第10条の2</u>の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた女子であって、規則で定める児童を監護している者をいう。 (3) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又はDV防止法<u>第10条第1項又は第10条の2</u>の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた男子であって、規則で定める児童を監護している者をいう。 (4) 養育者 <u>規則で定める</u>_____<u>児童</u>と同居して、これを監護し、かつ、<u>その生計を維持する父母以外の者</u>_____をいう。 (5) (略) 2 (略) (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する次の各号のいずれか

に該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、本市の区域外(日本国内に限る。)に住所を有する場合であっても、対象とすることができる。また、住民基本台帳に住所の記載がない場合であっても、石垣市を生活の本拠としていることが明らかでやむを得ない事由(配偶者の暴力から逃れるため、居所を明らかにできない場合など)で、住民票記載の申請が行えないときは、本制度の対象として差し支えない。

(1)・(2) (略)

(3) 養育者_____が養育する前条第1項第4号に掲げる児童

2 (略)

(受給者証の有効期間)

第6条 受給者証の有効期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証の有効期間は、受給者証の交付申請日(第3条に規定する対象者が、他市町村から転入してきた場合は、本市に住所を有することになった日

_____から、最初に到来する10月31日までとする。

2 (略)

に該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、本市の区域外(日本国内に限る。)に住所を有する場合であっても、対象とすることができる。また、住民基本台帳に住所の記載がない場合であっても、石垣市を生活の本拠としていることが明らかでやむを得ない事由(配偶者の暴力から逃れるため、居所を明らかにできない場合など)で、住民票記載の申請が行えないときは、本制度の対象として差し支えない。

(1)・(2) (略)

(3) 養育者及び養育者が養育する前条第1項第4号に掲げる児童

2 (略)

(受給者証の有効期間)

第6条 受給者証の有効期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証の有効期間は、受給者証の交付申請日(本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転出した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者が本市に住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行った場合は、本市に住所を定めた日)から、最初に到来する10月31日までとする。

2 (略)